

辻源五郎、其村々を見廻りしに、かの孫助がかまへのうちに、土たかうつき上で、ぬりごめの家建並べたり、何の爲ぞとひしに、孫助いへらく、これより先の年に出水おほかりしが、草加宿をはじめ近き村々の人馬、夥しくなやみしまゝに、己が父權左衛門がはからひにて諸人のたすけとなし、又はむまや路の役つとむる馬、もしそこなひなば、おほつけの用、をのづからかく事あらんとて、縦十七間横八間高さ七尺あまりに、土をつきたて、これを水塚と呼やり、其上に縦三間横八間の家一、縦二間よこ六間の家一をいとなみ、皆二階につくり、其家のうちに粥たく大釜一つを居へ、かはや二つをつくりこめたり、出水の折は、草加宿ならびにあたりの村々へ船を廻しかの家に満る程は、いくたりとなく呼あつめ、馬をば其軒下につなぎて災をさけさせんまうけなるよし、今年もや、みかさまさりぬべきさまなれば例の船廻したれど、かの塚へ集るばかりの水にもあらで、よその村々よりはよりも來らず、たゞあたりのもの、み、あつまりしが、やがて水も退きぬれば、人々も歸りぬるよし、父のまうけ、いとけなげなれば、よく孫助も其志をつけり、かの兩新田にすめる貧民は、としぐ、孫助がたすけをうけざることなく、わきてかの年は、關の東の國々をしなべて、水の災にあひ、貧しき限りは、人の門々にたちて、物乞ふも數多かりしを、兩新田は皆孫助が助をうけたれば、さる事もせざりき。○略 下

○按ズルニ、私物救荒ノ事ハ、歲時部豐凶篇ニ在リ、

〔先哲叢談後編〕田邊晉齋

晉齋從仙臺侯巡按封境宿某邑、夢小兒數十輩來挽衣裾、覺而後聞其父老言、乃謂此邑習俗生女不舉恐其成長之後費資糧也、晉齋愍憐之、上疏告其狀於侯、即日下令嚴禁其事、且亦有每人生女賜與米一石錢五百文之制、邑民至今受其惠、皆晉齋之所建議云。

〔近世畸人傳〕内藤平左衛門